

中小企業の健全性支援マガジン（毎月1日発行）

BUSINESS ONE POINT

TFG ニュースレター

2021.6 No.358

今月のコンテンツ

[経営のお役立ち情報]

- ・ 法人成り
- ・ 法人事業者の寄付金課税
- ・ プレインストーミング

[今月のトピックス]

- ・ 今月のブックマーク
- ・ 経済産業省情報コーナー
- ・ 月次支援金のお知らせ

健全性支援実績No1を目指す！

Tax & Financial Group
TFG 税理士法人
株式会社 東亜経営総研

TFG 検索

〒550-0011 大阪市西区阿波座1-4-4-8F

TEL(06)6538-0872

FAX(06)6538-0896

E-mail info@tfg.gr.jp
(編集担当 藤本)

法人成り

個人事業から法人への組織変更のメリットとデメリット

個人事業を営まれている事業者の中には、法人化を検討中という事業者もおられるのではないのでしょうか？その決断の参考となるメリット・デメリットを紹介いたします。

法人化するメリット

1. 給与所得控除が可能

法人成りをすることにより役員報酬に対して給与所得控除が適用されます。

2. 役員報酬が損金となる

個人事業では個人事業主の報酬は経費になりませんが、法人成りをすると役員報酬を一定の条件を満たせば損金となります。その要件は定期同額給与の要件であります。

3. 消費税の納付が2年間免除

消費税を納付する必要があるか否かについては基準期間（2年前の事業年度）の課税売上高が基準となります。法人成りをした年度と翌年は、そもそも2年前は法人化されていないため（基準期間が存在しない）、消費税は免税となります。

なお、消費税免除の条件がありますので以下の事項に留意を要します。

- ・ 新会社設立時の資本金が1,000万円未満
- ・ 第1期上半期の課税売上高は1,000万円以下、または人件費は1,000万円以下
- ・ 個人事業主のときの売上高が5億円を超えていないこと

4. 社会的信用度が上がる

法人は登記が必要で、会社法などの法律に基づいて運営しますので、個人事業主に比べれば社会的信用度が上がり、事業拡大のために銀行融資を受ける際は有利となります。また、人材の採用などでも法人のほうが採用がしやすい面があります。

5. 事業承継がやりやすい

個人の場合事業承継する場合、承継者が新たに取引先との契約をしなければならず、その際に再度審査などされる場合もあります。また銀行口座の開設や借入金がある場合手続きが煩雑になります。また、財産はすべて相続税の対象になります。その点、法人であれば取引は法人でそのまま継承され口座開設、借入の返済等は自動的に継承される。株式の譲渡の手続きは計画的に行えます。相続財産は、会社のものはそのまま会社で使用でき相続財産とはなりません。

法人化するデメリット

1. 設立する際に法人登記費用が発生

法人成りをするためには、法人（会社）を設立する必要があります。その法人登記費用が掛かることがデメリットとなります。

2. 法人の場合赤字でも税金が発生

法人成りをする、たとえ事業に伴う損益が赤字の場合でも法人住民税（均等割）の支払い義務があります。

3. 事務負担の増加

法人成りをした場合、個人事業主の時代に比べて会計や税務関係の事務作業に手間がかかることが多くなります。法人税申告書の作成・申告については、税理士に依頼する必要がある場合が多くなります。依頼する場合、税理士への報酬の支払が必要となります。

4. 従業員に係る社会保険や労働保険の負担が発生

法人成りすることにより従業員のために健康保険料や厚生年金保険への加入が必要となり加入に伴い保険料の負担が発生します。

法人とは「法律によって人と同じ権利や義務を認められた組織」です。事業を拡大していくのであれば、法人化することをお勧めいたします。社会的信用は法人格であることのほうがあるのは言うまでもありません。取引先の規模が大きくなればなるほど法人であることのほうが有利になります。現在は資本金1円からでも設立でき、会社組織も株式会社だけでなく、合同会社など法人化しやすい環境が整っております。株式を上場すれば創業者利益を獲得できます。また、税額も所得税は累進課税で、ある一定の所得を超えると法人のほうが有利になります。迷っておられるなら一度税理士にシミュレーションを依頼してみたいかがでしょうか。

法人事業者の寄付金課税

国や地方自治体等への寄付だけが寄付金課税の対象ではないのでご注意ください

法人事業者に対して法人税では国等に対する寄付金や財務大臣が指定する寄付金等以外の寄付金は一般寄付金として法人税額を計算する上で損金算入限度が設けられています。この一般寄付金は名目のいかに問わず法人が金銭その他の資産又は経済的利益を贈与又は無償で供与をしたものです。但し、広告宣伝費や見本品費接待交際費及び福利厚生費を除きます。政治団体や政党に対する寄付金や宗教法人や神社に対する寄付金といった支出は一般寄付金としてイメージしやすいのですが、無償や低価格の譲渡といったものも寄付金として課税される場合があるのでここで一部ご説明致します。

資産の譲渡等

広告宣伝費、見本品費、接待交際費、福利厚生費以外で金銭その他の資産の無償贈与や経済的利益を無償で供与した場合その支出は寄付金課税の対象となります。

また、時価より低い金額で譲渡した場合は、低廉譲渡として時価と譲渡金額との差額が寄付金課税の対象となります。他人との取引であれば一般的に時価での取引で行われるので低廉譲渡が発生する危険性は低く値引き販売をしても、早く契約を成立させたい・在庫を処分したい等合理的な理由があつて時価より低い金額で譲渡した場合は低廉譲渡として寄付金課税の対象となりません。しかし、グループ会社や、役員・株主への譲渡は金額設定が自由にしやすい点、税務行政ではこの譲渡金額が時価によるものかどうか注視されます。特に、土地の譲渡の譲渡金額には注意が必要です。不動産鑑定士等の鑑定評価額や近隣の売買事例を基に計算した金額、公示価格や相続税評価額を基に計算した金額より低く譲渡すると寄付金課税とされます。

債権放棄

売掛金等の不良債権を処理する際、会社更生法等の法律や関係者の協議決定による切捨て、書面による債務免除といった法律等による貸倒れ 債務者の資産状況、支払能力等からみて全額の回収ができなくなった場合の事実上の貸倒れ 継続的取引のあった債務者との取引が1年以上停止している等の売掛債権に限定した形式上の貸倒れにより貸倒れ処理をする方法がありますが、グループ会社に対する債権の貸倒れをする場合は注意を要します。グループ会社に対するものであれば利益操作による貸倒れ処理ではないかという疑念から、債権放棄した債権について回収可能性があるとみなされれば無償による利益供与として寄付金課税の対象となる可能性があります。寄付金課税とならないためにはその債権放棄が、倒産すればより大きな損失を被るので倒産を回避するためやむを得ず行う等の相当な理由があり、合理的な再建計画に基づき相当な理由に基づくものである必要があります。

出向

従業員さんを他社に出向された場合にその方の給与をどうするかという問題が生じますが、出向元法人がその従業員さんに給与支給し、出向先法人がなんの負担もしなければ出向先法人が寄付金課税の対象となります。こういった場合、出向先法人が出向元法人へ出向者に係る給与負担金を支払います。

また、出向元法人が出向者へ支給する給与が出向先法人が出向元法人へ支払う給与負担金より多ければその差額は出向元法人で寄付金課税とされます。逆に、出向先法人が出向元法人へ支払う給与負担金が出向元法人が出向者へ支給する給与より多ければ、出向者に特殊能力がある等合理的な理由がなければその差額は出向先法人で寄付金課税とされます。

一般寄付金の損金算入限度

普通法人の場合、法人税額を計算する上で一般の寄付金は以下の計算式で計算した金額が損金算入限度額となります。

$$\{ (\text{期末資本金等の金額} \times \text{事業年度の月数} \div 12 \times 0.25\%) + (\text{確定申告書別表4の25(仮計)} + \text{支出寄付金}) \times 2.5\% \} \div 4$$

また、法人の役員・従業員さんの個人的な寄付金に該当する場合は、その方々への給与として給与課税の対象となります。役員の方であればさらに役員賞与として法人税の計算上損金とはなりません。

ここまで、ご説明させて頂きました寄付課税は、無償贈与や、低廉譲渡等をした場合の時価との差額を実質的な贈与分として税務上、寄付金に該当しますということでしたが、適正な時価で、グループ会社、役員従業員の方に譲渡する場合であっても、その金額の算定根拠を保存するとともに、取締役会等で決議し、議事録も保存しておく必要があります。



経済産業省情報コーナー

デジタルプラットフォーム取引透明化法が成立公布されました。

同法ではデジタルプラットフォーム提供者に対し、取引条件等の情報開示、運営における公正性確保、運営状況の報告を義務付け、評価・評価結果の公表等の必要な措置を講じます。

デジタルプラットフォーム提供者の自主的かつ積極的な取り組みを基本に、国の関与を必要最小限のものとして、デジタルプラットフォーム提供者とデジタルプラットフォームを利用する取引先事業者との間の取引関係における相互理解の促進を図らなければならないこととしています。

(規制の大枠を法律で定めつつ、詳細を事業者の自主的取組にゆだねる「共同規制」の規制手法を採用)

この法律は、国の内外を問わず、海外事業者にも適用が行われている独禁法の例等も参考に、公示送達の手続きを整備しています。

ブレインストーミング

アイデアの出し方 -

ブレインストーミング(ブレスト)とは1950年ごろに生まれた会議手法の一つです。集団でアイデアを出し合うことで互いに刺激しあい、その場で創造的な発想を生むことを目的としています。もちろん一人でもできますがいろいろな角度から意見を出し合うことでまったく新しい発想が出てくるのでいろいろな性格の人が集うほうが効果があると言われています。

運営方法

最初にルールを明確にし、目的を細部まで明確にします。目的がぼやっとしたままでは失敗します。次にファシリテーター(司会)と書記を決めます。時間を決めて順番に発言を求めます。あまり長い時間にするたれてしまい、いいアイデアは出てこなくなります。1時間程度にするのが効果的でしょう。

アイデアを出すだけで一旦終了し、別の時間に似たようなアイデアをグループ分けし、グループ名を付けます。

ブレインストーミングをうまく活用させるコツ

ブレインストーミングとはただ意見を出し合えばいいということではありません。次の4つのルールを守ることによって効果的に発想できることを覚えておいてください。ルールを守らなければ、普通の会議と変わらなくなってしまいます。

1. アイデアを批判しない

一つの目的は多様なアイデアを集めることです。従って実現不可能なアイデアが発言されることもあります。その時点では、その批判は一切してはいけません。これは別のアイデアに発展する可能性があるからです。またあとから出てきますが、組み合わせの段階で有効になる可能性もあります。いかなる発言ももしかしたらという可能性を秘めたものなのです。特に経験の浅い方

からのアイデアは、自信がなさそうに出てきますが、ここから思わぬ発想に発展することがあるので注意が必要です。

2. アイデアを組み合わせる

アイデアがある程度出てきたら、既存のアイデアを組み合わせで問題解決ができないか考えてみましょう。どう考えても実現不可能だったアイデアが、意外な形で解決できることがあります。グルーピングの手法は後程ご紹介しましょう。

3. 質より量を意識する

アイデアを組み合わせるためには、大量のアイデアが必要になります。ブレインストーミングでは「質より量」を意識してどんどん発言しましょう。批判されることは、最初にルールとして定義しておくのでありえません。

4. 判断、決断はしない

最終的にアイデアを判断・決断する必要がありますが、ブレインストーミング中は判断・決断することはありません。ブレインストーミング後に結論をまとめる会議をするのが一般的です。ルールを混同しないように線引きを明確にしましょう。

ブレインストーミングで出たアイデアのまとめ方

1. KJ法

アイデアを整理する際に使う方法の一つです。一つの個人のアイデアを一つのカード（ポストイットなど）に書き、ボードに張り付けていくことで、似たようなアイデアを整理してグループ化します。カードに書くことによってグループの移動などが簡単にでき、グループに見出しをつけて、最初の目的や課題を明確化することができます。

2. マインドマップ

情報や思考を整理する手法です。作成方法はまずメインとなる目的をマインドマップの中心に置き、関連する内容を放射状に書き出します。それにより書き出したアイデアの関連性を可視化し、全体像の把握が容易に行えるという特徴があります。

3. セブクロス

ブレインストーミングで出たアイデアを整理し、優先順位をつけ、まず何をすべきかを明らかにする手法です。

- (1) ブレインストーミングで出たアイデアをカードに書き出す
- (2) カードを7つのカテゴリーに分類し、重要度の高い順番に左から右に並べる
- (3) 各カテゴリーの中でも重要度の高い順番に7つ上から下に並べる

この手法を使うことによって出てきたアイデアの全体像を把握できるようになり、アイデアの見落としを防げます。又重要な項目ほど左上にあるので、どのアイデアを優先すべきかわかりやすいといったメリットがあります。

あくまでも、課題解決、目的達成というゴールに到達するための手法です。アイデアをたくさん出して満足。カテゴライズさせて満足。といった途中で止まってしまうケースが多く最後までやり切らないといったことがよくあります。会議も会議のための会議など無駄な時間を費やすことが見受けられ、ブレインストーミングも例外ではありません。やるからには問題解決、目標達成のための仕組みまでしっかり作りましょう。



今月のブックマーク

近年、「スマートシティ」が注目されており、世界中の多くの都市が実現に向けて動き出しています。この潮流は日本においても例外ではありません。少子高齢化を初めとした多くの課題を世界に先駆けて経験する状況にあり、一方で ICT に代表される高い技術力を背景とした問題を解決する力がある。そんな取り組みをご紹介します。

「FUTURE STRIDE スマートシティ国内事例 10 選」

https://www.softbank.jp/biz/future_stride/entry/technology/smartcity_20200331_1/

月次支援金のお知らせ

2021年4月以降に緊急事態宣言又は、まん延防止等重点措置が発令されたことを受け、飲食店の時短営業や不要不急の外出移動の自粛により、売上が50%以上減少した中小法人・個人事業者等の皆様に、「月次支援金」が給付されます。

- 対象者：・緊急事態宣言又は、まん延防止等重点措置に伴う飲食店時短営業又は外出自粛等の影響を受けていること。
- ・2019年比又は2020年比で、2021年の対象月の売上が50%以上減少していること。

給付額：2020年又は2019年の基準月の売上 - 2021年の対象月の売上
上限：中小法人等20万円 個人事業者10万円

申請受付期間：4・5月分 6月16日～8月15日 6月分 7月1日～8月31日

一時支援金を登録確認機関で確認していれば月次支援金での確認は不要です。

一時支援金を申請せず、月次支援金を申請する場合は登録確認機関の確認が必要です。

TFGは登録確認機関です。

TFGでは経営管理システムの一環として国際基準のISOにも従来より取り組んでおり、また経営計画策定や事業承継、海外取引・進出に関する支援等についてのコンサルティング業務も、ご遠慮なくご連絡ご相談下さいませ！

TFGでは現在、時差出勤及びテレワークを限定的に実施しております。ご不便をおかけすることがあるかもしれませんがご理解賜りますようお願い申し上げます。

TFG

起業・革新・ベンチャー支援 … **T&FG** Group

TFG 税理士法人
株式会社 東亜経営総研

中小企業経営力強化支援法に基づく経営革新等支援機関に認定されております

〒550-0011 大阪市西区阿波座1丁目4番4号
野村不動産四ツ橋ビル8F
(06) 6538-0872 (代表) FAX (06) 6538-0896
[URL] www.tfg.gr.jp [E-mail] info@tfg.gr.jp

TFG ニュース編集担当 藤本 清